

「2015年特許法改正公聴会・説明会」参加報告書

ジェトロソウル事務所 知財チーム

韓国特許庁は、①特許検証及び保護の強化、②特許活用の促進及び実施事業の保護、③迅速な権利確定及び紛争長期化の防止のための特許法改正を推進しております。今般の改正案には、「特許取消申請制度」、「共有特許の権利行使の改善」等、新しい制度が含まれており、韓国特許庁は、6月末又は7月初に案を確定し、国会に提出する予定です。ジェトロソウル事務所は、4月及び6月に開催された公聴会・説明会に参加しましたので、その概要をご紹介します。

1. 日時：2015年4月15日（水）13:30～17:30
2015年6月16日（火）14:00～16:00

2. 場所：韓国知識財産センター19階国際会議室

3. 主催：韓国特許庁 特許審査制度課、審判政策課

4. 改正内容（案）

4.1. 共有特許促進及び実施事業の保護

4.1.1. 概要

①共有特許制度の改善

現行特許法（第99条）によると大学等、実施能力のない特許共有者は、他の共有者の同意がないと、共有特許を利用し、利益を創出することができない。しかし、韓国大法院は、特許の共有は、民法上の共有であるため、民法上の分割請求が可能であり、特許権全体を競売に付し、その代金を持分比率に基づいて配当するように判決した（2013ダ41578、2014.8.20.言渡し）。この判決によると、分割を請求した特許権者Aが特許を実施している共有者Bの意志と関係なく、Bの持分まで処分することで、落札を受けた新しい特許権者CがBに特許侵害を理由にBの実施事業を中断させる恐れがある。

そこで、韓国特許庁は、非実施共有者の利益創出と実施企業の保護のために、①持分活用約定がある場合、その契約の内容（持分活用を禁止することも可能）に従うようにした。一方、②約定がない場合は、共有者数を維持するために、持分の全体譲渡及び質権設定のみ共有者の同意なしでできるようにし、持分の一部譲渡・通常実施権許諾は他共有者の同意を求めるようにした。また、③私的契約で分割禁止期間を1回契約で5年以上に定めることが可能になるように特則を新設した。（第1案）

（参考）第2案：持分活用及び分割請求を可能にし、他共有者に優先買収の機会を付与する方法である。手続のフローは、「①持分活用・分割請求を求める共有者Aは、事前に他の共有者Bに通知する。②通知を受けたBは、Aに対して持分の優先買収を請求する。③AとB間で、買収方法、要件等を協議する。④協議が成立しなかった場合は、法院に優先買収を請求する形になる。」の形となる。

②通常実施権無登録保護制度

現行法律では、特許庁に通常実施権を登録したときのみ、特許権の譲渡を受けた者に対する権利主張ができたが、通常実施権の登録は、営業秘密流出の恐れ、複雑な登録手続により、登録率が1.3%に過ぎない問題があった。また、主要国（米、日、独、中）は、既に通常実施権無登録保護制度を運営している。そこで、韓国特許庁は、通常実施権者の保護、国際制度調和のために、通常実施権の保護を無登録でも可能になるように法令改正を考えている。それにより、通常実施権契約の事実のみで、特許庁への登録なしに特許を譲受人に対し権利主張することができる。ただし、契約事実の証明の容易性のために、登録手続は維持することにした。

4.1.2. 公述人陳述要約

①韓国知識財産協会 キム・ハンジュン サムスン電子 常務

2013 年 4 月 15 日 大法院判決は、驚きを禁じ得ない事件である。この問題は、法律改正を通じて解決すべきだと考える。韓国知識財産協会の意見を以下のように陳述する。

・共有特許制度改善

殆どの企業が反対の意見を表明しており、条件付きで賛成する企業もある。反対の意見は、次のとおりだ。特許は、出願も重要であり、権利の活用も重要である。特許共有自由は、企業からアイデアファンドを通じて大学等と行う場合が殆どである。知財協会では、改正案どおりの企業同意なしの大学等の持分譲渡により、競争企業に特許技術が流されることに対して非常に心配している。特に、製造業はより深刻であり、また、大企業よりも中小企業のように、知的財産権や法律に関する知識を持っていない企業が被害を負うケースは増えると協会はみている。大学との共有特許が競争企業に流され続けると企業としては大学等の研究協力を忌避することになるだろう。国家全体的にみると、一部共有者の自分の持分全てを譲渡できるようにした趣旨には、同意するが、去年の判例のように、権利自体が他人に流される状況は防ぐべきである。

条件付きの意見としては、契約において、被害がないように契約段階で条項を作成しているが、法律における保護も十分になされた上での話である等の意見があった。

・通常実施権無登録保護

知識財産保護協会では、殆ど賛成している。むしろ、導入が遅いのではないかという声もあった。しかし、一つ指摘したいのは、権利の移動があった場合、譲受人としては、被害を受ける可能性がある。そのため、譲受人も保護する方案を考えなければならない。

②社団法人 韓国大学技術移転協会 アン・ドクジュン チーム長

・共有特許制度改善

共有特許の持分全体譲渡及び質権設定時に他共有者の同意必要規定を削除したことは、共有特許に対する技術活用可能性を高めることができるため、改善された制度だと判断される。しかし、譲受人が直接実施できる場合は問題ないが、実施するために第三者に実施権を許与させなければならない場合は、共有者の同意が必要である。（技術集積度が高い製品こそ後者の場合が多いだ

ろう) 特にセットメーカーの場合、多数の納品会社にその特許実施権を許与しなければならず、納品する会社の場合にもセットメーカーにその特許の実施権を許諾しなければならないが、他共有者が同意しない可能性がある状況において、共有特許の持分を譲受しがたい。また、交渉力の差異のある共有者の間では、特約で持分全体の譲渡を禁止する可能性が高く、共有特許の活用可能性を高めるといふ改正趣旨を活かすことは難しいと判断される。さらに、分割禁止約定については、特許権は存続期間による制限があるにもかかわらず、民法上の所有権よりも長期の分割禁止特約を認めることは、共有特許権者の財産権を制限しすぎることで、憲法第 23 条の財産権保障に関する違憲当否が争われ得る。

よって、共有特許の持分の一部譲渡及び通常実施権許諾に対し、共有者の同意なしで可能になるように規定するのが望ましいと考える。また、「特別に約定した場合を除く」という内容は、改正趣旨を活かしにくい現実状況を考慮できなかったもので削除すべきだと判断される。分割請求禁止約定の場合、現行民法どおり、5 年以内で分割禁止請求ができるようにするのが妥当である。ただし、裁判所の介入を前提にする分割請求に限っては、優先買収権を共有者に付与することも検討すべきである。

③LEE&KIM 国際特許法律事務所 イ・クァンヨン弁理士

・共有特許改善

今般の改正案は、デザイン・商標には該当しないが、これを共に考慮する必要がある。特にデザインは、特許・実用新案と同じく、創作物を保護の対象としており、法規定も特許・実用新案と同じであるため、今般の改正案を共に適用させることを考慮すべきである。

また、特許法第 139 条（共同審判の請求）を共に改正しない場合、今般の改正案と矛盾する結果を招き得る。さらに、特許法第 37 条第 3 項においては、規定する特許を受けることができる権利が共有の場合は共有者の同意が必要と規定されており、殆どの共有特許権が特許以前の共有約定により発生することを勘案すれば、登録時期によって、相違な規定が適用される必要があるのか疑問である。

民法上の共有において、共有者は、他共有者の同意なしに、自分の持分を自由に処分することができ、共有者の間に持分処分禁止の特約があるとすれども、これは債権的効力を有するだけで、これを登記する方法もなく、この特約を違反し、持分を第三者に処分する場合、善意の第三者は、有効に持分を取得することになる。しかし、改正案第 99 条第 2 項における「契約で特別に約定した場合を除いては」という表現は、民法上の共有とは違って、持分処分禁止特約を解釈することと理解される。この場合、出願時に特約の存在有無を立証しなければ、特許庁登録課の方式審査の基準を満足させることができなく、また、特許庁今般の改正案による困難を防ぐためには、案第 99 条第 2 項、第 4 項、第 5 項の特約を登録原簿に記載できるようにすると同時に、特許法第 101 条（特許権及び専用実施権登録の効力）を改正し、登録原簿に記載される共有特許に関する特約の効力発生要件を規定するべきである。

改正案第 99 条第 2 項をみると、持分全体を譲渡する場合のみを規定しており、共有者のうち 1 人がその持分全体を複数の第三者に譲渡する場合を排除することではないため、共有者数の維持

の可否に疑問がある。

・通常実施権無登録対抗制度

通常実施権の無登録対抗制度は、やっとな導入された気がする。改正案によると特許権を譲受しようとする第三者は、当該特許権に対し、通常実施権の存否について実査（Due diligence）する慣行が定着されなければならない、実査において答弁の真実性は、契約責任等に担保されるため、取引の安全を阻害するとはみえない。

ただし、特許権付与前の出願中発明に関しても通常実施権契約が許容されているため、日本法で規定している仮通常実施権を認めることで、特許権付与前に特許登録以前に特許を受けることができる権利の譲受人から仮通常実施権者を保護する必要がある。

4.3. 折衷案

①共有特許改善

2015年5月、2次アンケートを実施したが、改善必要性には66.4%が賛成したものの、大学は第1案（共有者間の利益均衡、私的自治原則のため）を、企業は第2案（不実な契約に対する救済策がない）を選好した。特許庁の検討結果、持分活用と代金分割は基本的に相互契約で解決するのが原則であり、共有者の利益均衡及び共有特許の活用度の引上げのために第1案を今般の改正案に反映することにした。韓国特許庁は、第2案を選択した応答者の殆どは、契約不実を懸念しているが、これは広報の強化等の代替手段を通じて相当の部分克服できると判断した。

②通常実施権無登録対抗制度：今般の改正案に反映。

4.2. 審判関連改正事項

4.2.1. 概要

①無効審決予告制度の導入

無効審判における訂正請求は、特許発明の無効の当否が分からない無効審判事件の初期にのみ可能なため、無効事由の対応手段として訂正請求が十分に活用されない問題がある。これを解決するために、無効審決に予め無効理由を記載した無効審決予告を通知し、期間を定めて特許権者に訂正請求を追加的に付与する「無効審決予告」の導入を考えている。ただし、手続きの遅延を防ぐために、1回に限って通知する。

②訂正審判請求時期の合理的な調整

現行法では、無効審判が審判院にて継続中の時のみ訂正審判請求ができなかったが、無効事件が特許法院や大法院で継続している状況で訂正審判請求が可能であり、それが認容されると、判断の対象の変更を理由に、直ちに破棄差戻しとなり、紛争の長期化される問題があった。そこで、改正案は特許法院で継続中の場合は、弁論終結前まで訂正審判の請求を可能にし、大法院継続中の場合は、訂正審判を認めないようにし、紛争の長期化を防止しようとしている。

③その他

今般の改正では、消極的権利範囲確認審判において、確認対象発明が「実施中」か「実施予定」かを請求書に記載させ、請求人が故意で「実施中」の発明の代わりに、「実施予定」の発明で、「権利範囲に属しない」と審決を受けた後、検察・警察に証拠として提出する等、審決が悪用されることを防止しようとしている。また、無効審判の取消可能時期に関しても、実務では、いつでも取消を認めているものの、法律では請求のみ規定しているため、取消可能時期を訂正請求可能期間又は訂正請求の補正期間にのみ取消ができると規定した。そして、現在、法院の職権による訴訟手続の中止のみを規定していることを当事者が法院に中止を申し込めることを明文化した。ただし、これは法院に対する拘束力は持たず、職権の発動を促す意味である。

4.2.2. 公述人陳述要約

①慶北大学校 ペ・デホン 教授

無効審決予告の導入により、無効審判の審決後、訂正審判の請求は、実質的に大いに減少するだろう。また、審決予告制度・訂正期間の制限は、日本特許法の 2011 年改正のうち「審決取消の訴提起後の訂正審判を禁止」させた改正内容と類似しているが、相違するところもある。2011 年改正前の特許権者は審決取消の訴を提起した後、訂正が必要なところを明確に理解した上で訂正審判を請求することができた。この場合、訂正審判の審決が無効審決取消の判断に影響を及ぼすようになった。これによって、当事者の間で、無効審判請求とその審決に対する訴提起が繰り返された。この「キャッチボール現象」を解決するために、特許の有効性判断を当事者に予め公開して、特許権者に訂正請求を許容し、審決取消の訴提起後には、訂正審判を許容しないという方案を模索した。一方、今般の改正案には、審決予告制度の導入と訂正審判請求期間の制限をそれぞれ分離して議論している。また、今般の改正案では、審決取消の訴提起後にも一定期間の間訂正審判請求を許容しており、きわめて特許権の保護に偏っていることが分かる。これは、最近、高い無効率の批判に影響を受けたものと考えられる。このような改正案ままでは、無効認容率は下げられるものの、審査・審判の領域の境界を崩し、特許権者を過剰に保護するという新しい批判を受けることになる。両側面のバランスを合わせるために、日本のように、審決取消の訴提起後には、訂正請求ができないようにする法案が望ましい。

訴訟当事者の手続中止申請権の場合、特許権の有効性判断の困難さを大いに緩和することができると判断される。ただし、訴訟手続の中止により、訴訟の審理遅延が発生しないように制度を運営しなければならないだろう。その他の制度の改善内容は、全て必要な内容と考える。

②韓国知識財産協会 ミン・キョンファ LG 化学 常務

無効審決予告制度は、特許権者の権利保護強化に役立つと考えられる。また、審判請求人にも単一審判手続ないにおいて、無効事由に関して十分に争うことができるようにすることで、紛争の長期化を防止するに役立つ制度といえる。ただし、無効審決予告の通知後、追加訂正請求以降の手続に関して明確に規定していないため、補完が必要と考えられる。無効事由に関して、十分に審理するためには、審判請求人の手続保障等の規定が必要であり、追加訂正請求以降、審判請求人の答弁機会を提供し、必要であれば、口述審理を行った後、審理を終結する等の規定や規則を備えることが望ましいと考える。

③法務法人（有）律村 キム・スンジョ 弁理士

・無効審決予告制度

無効審決予告制度は、特許権者の権利保護強化の側面よりは、特許の無効率減少の側面がさらに本質的な改正趣旨とみえる。ところで、特許の無効率減少は、特許審判院の努力のみによって達成されるものではない。また、特許審判制度は、適正・公正・迅速・経済という民事訴訟の理想を追求すべき制度である。本制度は、審判手続きの遅延を招いてまで特許権者の立場を擁護する制度であり、特許審判制度の他の重要価値を犠牲させてまでこの制度を導入するのが妥当であるかが疑問である。また、改正案によると、特許権者は自分に不利な審判部の判断結果をみた後、訂正請求書及び意見書を提出することができるが、請求人は自分に不利な判決結果を事前に知ることができないため、どんな意見提出機会が付与されないという点から公平性が欠如している。さらに、予告通知がある場合、特許権者は殆どが訂正請求を行うと予想されるが、訂正後特許発明に対して訂正の適法性及び訂正後特許発明の無効について再度判断しなければならないため、審判部の業務負担は相当増えると予測される。また、請求人に訂正後特許発明に対する意見書提出の機会を付与しなければならないため、審判手続も顕著に遅延されるとみえる。無効審判は侵害訴訟と共に行う場合が多いため、迅速な手続きの進行が非常に重要であるため、手続の遅延により無効審判の活用度を減らし、特許審判院の機能を弱体化させる主要原因になりかねない。特許法院段階で審理範囲を制限しないことも特許審判院の機能を弱体化させる原因である。無効審決予告は、日本の制度を導入したといえる。しかし、実務的に審理範囲を制限していること、訂正が確定されると訂正前の内容で判断した審決を取り消すこと、特許無効可否に関する審判部の判断を司法部が基本的に尊重すること等、日本と運用方式が異なる。実務の変更なしでの予告制度の導入は問題がある。

・訂正審判可能時期の合理的調整

改正案では、後発的審判請求で紛争が長期化するとみているが、紛争長期化の根本的理由は、特許法院でいくつでも新しい無効主張若しくは無効証拠を提出することができるという審理範囲無制限の実務にある。また、改正案のように、特許法院の弁論終結後に一切の訂正審判を請求することができないとしたら、特許権者は相手の新しい主張ないし証拠に対応し、訂正審判を請求する機会を事実上剥奪される。

4.2.3. 折衷案

「無効審判予告制度」、「訂正審判可能時期の調整」は、今般の改正案に反映しない。6月4日発足した「IP Hub Court 推進委員会」で、無効審判及び無効時訴訟制度の改善について、議論をする予定であり、その時に、この制度の導入を議論する。

4.3. 特許検証の強化・迅速な権利確定及びその他制度の改善

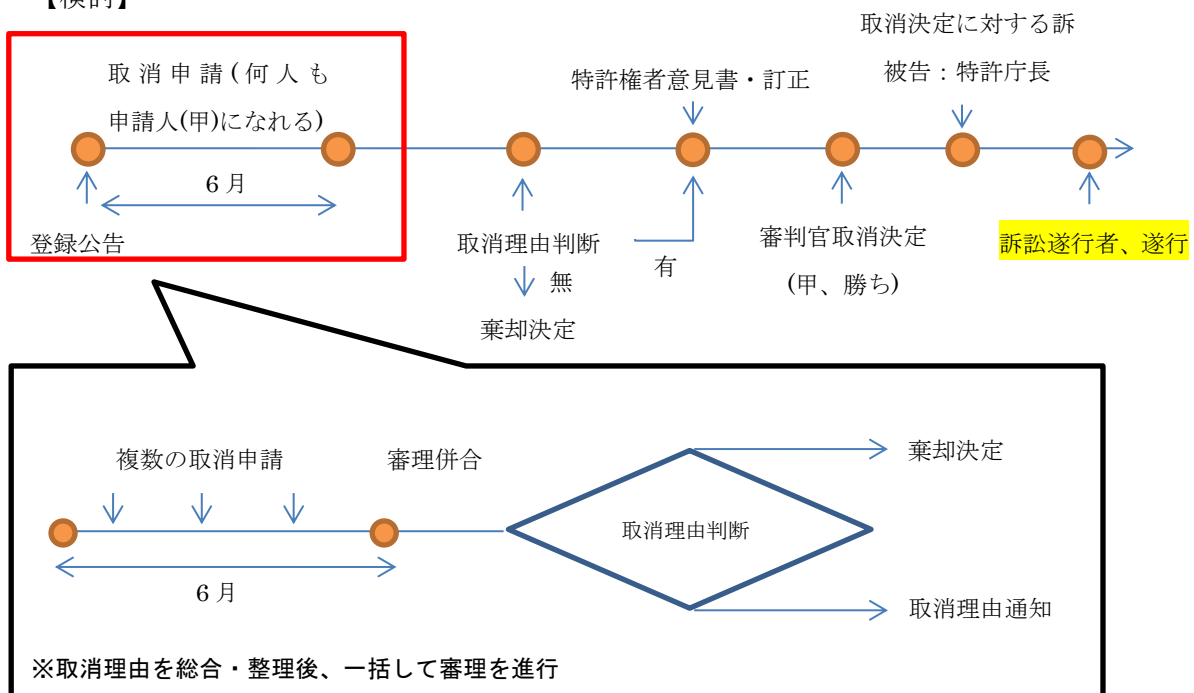
4.3.1. 概要

①特許取消申請制度

特許文献は約 6 千万件、非特許文献は約 7 千万件に至り、毎年増加している。このような状況で公開されたすべての技術文献を完璧に対比し、特許性を判断するのは、事実上不可能である。また、審査処理期間の短縮で、情報提供等による公衆審査の参加機会も縮小されている。こうした問題により、特許品質に対する懸念が高まっており、登録特許を早期に再検討し、市場の混乱と負担を最小化する必要がある。そのために、特許庁は「特許取消申請制度」を計画している。

「特許取消申請制度」は、何人も登録広告後、6 ヶ月までに特許取消理由を提供すれば、審判官が登録特許を再検討し、瑕疵がある場合、早期に特許を取り消す制度である。改正案によると登録広告後 6 ヶ月まで「決定系」特許取消の申請が可能である。また、申請理由は、特許文献・刊行物に基づく新規性・進歩性に限定した。過程のフローは、以下のとおり。

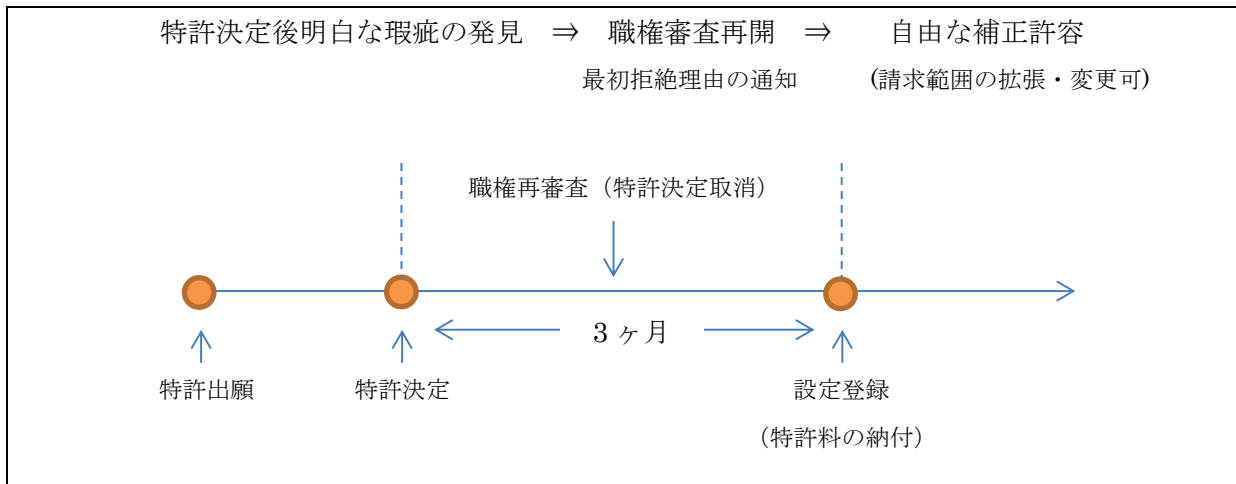
【検討】



類似した制度として、特許無効審判制度を運営しているが、これは当事者間における紛争の解決のためであり、公衆審査強化及び責任行政の具現という目的とは相当な差異がある。また、無効審判は、情報提供に比べ無効事由に対する主張と立証等の手続きが不便であり、第三者の活用が少なかったのに対し、特許取消申請は、簡単な手続で特許登録初期に再検証することができる。

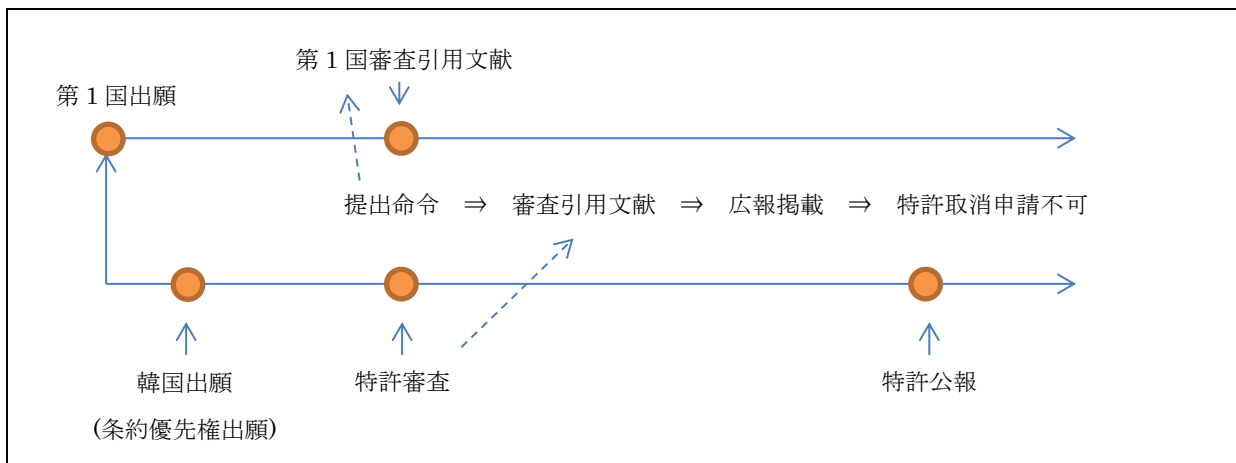
②審査官職権再審査制度

特許決定以降から特許権が発生する前に、瑕疵を発見しても審査し直すことができないため、無効可能性のある特許がそのまま登録される恐れがあった。このように、瑕疵のある特許の登録を予め防止するために、特許決定後にも審査官が明白な拒絶理由を発見すれば、特許決定を取り消し、再度審査する手続の導入を計画している。米国、欧州特許庁も類似した制度を導入している。



③ 先行技術情報提出命令制度

同一技術の複数国家への交差出願が急増することにより、主要国特許庁間の審査結果の相互活用
 の必要性が増大した。しかし、未公開出願と IP5 以外の国家の審査結果 (IP5 の審査結果は
 OPD システムで情報交換している) は確認が難しいため、活用できない場合があった。そのため、
 改正案では、条約優先権出願の審査の際、第 1 国の審査引用技術文献を提出するように命ずる制
 度の導入を通じて外国の審査結果を反映し、無効の恐れがある特許登録の防止を期待している。
 ただし、特許審査時引用した先行技術文献では、特許取消申請ができないようにした。



④ 迅速な権利確定のための審査請求期間の短縮

特許審査を受けるためには、出願日から 5 年以内に審査請求をしなければならなかったが、そ
 の期間が長いと、特許発明に対する権利確定が遅延される問題が発生した。そこで、改正案で
 は審査請求期間を現行 5 年から、国際趨勢に合わせて、日本・中国と同様の 3 年に短縮される。

⑤ 代理人委任状提出制度の改善

代理権の存否や範囲をめぐる争いが予想される手続以外の手続においても、例外なく委任状
 の提出が義務付けられ、不要な委任状の提出が行われている。最近 5 年間、合計 2 百万件の委任
 状が提出されており、提出場面の減少を通じて国民の便宜を図る必要があった。そこで、改正案

は、例外なく委任状の提出を義務付けた規定を廃止し、出願の取下げ・放棄等、出願人に不利となる手続、代理人の選任・変更等、出願人の意思確認が必要な手続にのみ委任状提出を要求するように改善した。ただし、特許庁長等は、必要時代理権を証明する書面の提出を命ずることができるように補完規定を新設した。詳細は以下のとおり。

委任状提出が不要な手続	委任状提出が必要な手続
<ul style="list-style-type: none"> －補正書提出（特則 13 条） －期間の延長、短縮の申請（特則第 16 条） －特許出願（特則第 21 条） －優先権主張のための書類等の交付（36 条） －優先審査の申請（特則第 39 条） －意見書提出（特則第 41 条） －情報提出書の提出（特則第 13 条） －明白な間違いの訂正（特則第 13 条）等 	<ul style="list-style-type: none"> －法定代理人の証明 －特別授權事項（特許出願の変更、放棄、取下／特許権の放棄／請求の取下／優先権主張又は取下／拒絶決定不服審判等、特法第 6 条） －代理人委任事項の変更、復代理人の選任等（特則第上） －出願人変更（特則第 26 条） －分割出願（特則第 29 条） －審判請求（特則第 57 条）等

注）特則：特許法施行規則 / 特報：特許法

⑥ 正当な権利者の出願可能期間の延長

現在、無権利者の特許が無効となった後、特許登録公告後 2 年以内、又は無効審決確定後 30 日以内に権利者が出願すると、無権利者の出願時に申したものと遡及を受け、特許を受ける制度を運営している。しかし、無権利者の特許公告後 2 年が経過した後に、無効が確定されれば、正当な権利者の出願が源泉的に遮断される問題が発生する。そのため、改正案では正当な権利者の出願のうち、無権利者の特許の登録公告後 2 年までという要件を削除した。なので、無権利者特許の無効審決確定日から 30 日以内に出願すれば、出願日の遡及を受け、特許を取ることができる。

⑦ 些細な誤謬救済のための職権補正範囲の拡大

現行法では、明白に間違いのある記載のみ審査官の職権補正後、特許決定しているが、同制度は単純誤記のみ補正が可能であり、些細な拒絶理由だとしても職権補正が不可能である。特に、最後の補正で明白に間違った拒絶理由がミスで含まれた場合でも、補正却下の後、拒絶となる問題があった。そこで、改正案では、誤記以外に、拒絶理由に該当する記載不備事項も明白に間違っていて記載された場合、審査官の職権補正ができるように、職権補正範囲を拡大した。一方、再審査請求時、補正又は最後拒絶理由通知後の補正に対しても、職権補正時、特許決定が可能であれば、拡大適用することにした。

⑧ 特許権移転請求制度

無権利者が特許を受けた場合、今までは、無権利者特許を無効とする審決を受けた後、正当な権利者が別途出願する方式でのみ特許を受けることができた。そこで、民事訴訟を通じて、無権利者から権利を移転する方式の必要性が提起された。そこで、改正案は、正当な権利者が当該特

許権の移転を法院に請求する、特許権移転請求制度を導入した。ただし、無権利者の特許を無効にした後、特許出願する従来方式とともに2トラックで運営する。

⑨国内優先権主張基礎出願に対する書類の閲覧方式の改善

国内優先権主張出願（後出願）が公開されると、先出願と後出願に全て記載された発明は、閲覧を許容している。（出願公開なしに見做し取下げされた国内優先権主張の基礎出願（先出願）は、原則上閲覧を不許）しかし、先出願と後出願に共に記載された発明を選別し、同発明か否かを判断するのも困難である。また、書類閲覧許可を忌避するか、又は閲覧範囲を最小化する傾向で苦情が発生した。そこで、改正案では、国内優先権主張出願が設定登録又は出願公開されれば、基礎出願の書類閲覧を許容するように改正した。

4.3.2. 供述人陳述

①忠南大学校 法学専門大学院 キム・ドンジュン教授

・特許取消申請制度

無効審判と多少重複する面があり、両制度の関係設定も問題になり得る旨 2014年12月の公聴会で言及したところだが、改正案（133条）のただし書きを削除し、無効審判請求人適格を利害関係人又は審査官に制限したのは、正しいと考える。

・職権再審査制度

「明白な拒絶理由」の意味には、議論の余地がある。また、本制度は、非常に例外的な状況において、制限的に活用されると予想されるため、その運営において、重大な瑕疵を発見した場合（明白な拒絶理由を新しく発見した場合）に制限することも可能と考える。

・先行技術情報提出命令制度

改正案は、主要国のIDS制度と異なり、審査官が情報提出を命令できる根拠のみを設けただけで、違反時制裁がない。もちろん、特許取消申請制度との連携を通じて、インセンティブを付与することで、制度の活用度を高めようとしているが、特許取消申請制度の対象で除外されるのは、「出願人が提出した先行技術」ではなく、「拒絶理由通知時引用した先行技術」であるため、その実効性が保障できない。

・その他

特許権移転請求の場合、(i)「共同出願違反」と「その他冒認」の場合を同一に取り扱うかどうか、(ii)特許権設定登録以前と以降の取扱をそれぞれどう行うか、(iii)出願日遡及制度と移転請求（名義変更）制度を共に運営するか、(iv)期間制限を置くかどうかの問題等についての考慮が必要であり、このような総合的な悩みを制度設計に反映することが望ましいと考える。

②LEE&MOCK 特許法人 アン・ジュヒョン弁理士

・特許取消申請制度

制度導入の全体的な趣旨と効果のみを考えると改正案に同意する。しかし、異議申立制度が2007年に廃止されて10年も経っていないにもかかわらず、ほぼ同一な特許取消申請制度を導入することは、「法的安定性」において、悪い影響を与えるため、慎重にその導入を検討する必要がある。「不安定な特許の除去」という目的のために、国民、特に利害当事者の「目」を利用することになる。これは、国民の税金で高い審査品質で特許審査をしなければならない特許庁が一定の部分国民に審査をさせたことに違いない。現行法上、情報提供制度は提出前に審査が行われ登録されたら、有名無実なものになるため、「審査処理期間短縮」をちゃんと進めるためには、相対的に審査品質が高くなければならない。現在、特許の無効率、審査官1人当たりの処理件数が遥かに高く、「特許無用論」も言及される現在、誰のために「審査期間短縮」を施行するのか、もう一回考える必要がある。「審査期間短縮」を持続的に施行するためには、審査官の拡充、審査品質向上のための制度改善が先行されなければならない。

・ 審査請求期間短縮

韓国出願以降、海外出願を主に行う韓国企業に対し、この制度が実際に役立つか疑問である。例えば、韓国で最初出願をし、韓国出願の優先権主張で米国と中国に出願した場合、韓国では言語的容易性で、韓国と日本の引用参証がよく引用される。この時引用される引用参証は、IDS制度により、米国特許庁に提出しなければならず、これは強力な拒絶理由になり得る。つまり、米国の登録を難しくする。特に、各国の審査情報共有が本格的に行われれば、さらに深刻になるだろう。この制度が施行されると、輸出依存度が高い多くの韓国企業は、極力韓国を最先出願国にしない戦略を取ると予想される。よって、韓国企業の特異性を考え、導入前に企業に対する深層アンケート調査が必要と思われており、審査請求期間の短縮必要性に関する再考が必要である。

以上